

在宅療養指導管理料 在宅療養指導管理材料加算

在宅療養指導管理料

- ▶ **在宅自己注射指導管理料（月1回）**
 間歇注入シリンジポンプ 1,230点
 上記以外 月27回以下 650点
 月28回以上 750点

別に厚生労働大臣が定める注射薬の自己注射を行っている入院以外の患者に対して、自己注射に関する指導管理を行った場合に算定できます。初回指導月から3カ月以内は導入初期加算として580点を加算できます。

その他の在宅療養指導管理料		
項目	点数	算定回数
退院前在宅療養指導管理料	120点	外泊時1回
乳幼児加算（6歳未満）	+200点	
在宅小児低血糖症患者指導管理料（12歳未満）	820点	月1回
在宅妊娠糖尿病患者指導管理料	150点	月1回
在宅自己腹腔灌流指導管理料	4,000点	月1回
同一月内の2回目以降	2,000点	月2回
在宅血液透析指導管理料	8,000点	月1回
同一月内の2回目以降（初回算定日から2カ月間のみ、月2回に限る）	2,000点	月2回
在宅酸素療法指導管理料	チアノーゼ型先天性心疾患 520点	月1回
	上記以外 2,400点	月1回
	遠隔モニタリング加算 +150点	2カ月限り
在宅中心静脈栄養法指導管理料	3,000点	月1回
在宅成分栄養経管栄養法指導管理料	2,500点	月1回
在宅小児経管栄養法指導管理料	1,050点	月1回
在宅半固形栄養経管栄養法指導管理料	2,500点	月1回 (1年限り)
在宅自己導尿指導管理料	1,800点	月1回
在宅人工呼吸指導管理料	2,800点	月1回
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料1	2,250点	月1回
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料2	250点	月1回
	遠隔モニタリング加算 +150点	2カ月限り
在宅悪性腫瘍等患者指導管理料	1,500点	月1回
在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料	1,500点	月1回
在宅寝たきり患者処置指導管理料	1,050点	月1回
在宅自己疼痛管理指導管理料	1,300点	月1回
在宅振戦等刺激装置治療指導管理料	810点	月1回
	導入期加算（術後3カ月以内） +140点	
在宅迷走神経電気刺激治療指導管理料	810点	月1回
	導入期加算（術後3カ月以内） +140点	
在宅仙骨神経刺激療法指導管理料	810点	月1回
在宅肺高血圧症患者指導管理料	1,500点	月1回
在宅気管切開患者指導管理料	900点	月1回
在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料	1,000点	月1回
在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理料	45,000点	月1回
在宅経腸投薬指導管理料	1,500点	月1回
在宅腫瘍治療電場療法指導管理料	2,800点	月1回
在宅経肛門的自己洗腸指導管理料	950点	月1回
	導入初期加算 +500点	初回限り

在宅療養指導管理材料加算

項目（特に記載がない場合は月1回の算定）	点数	
血糖自己測定器加算* (3カ月に3回まで)	月20回以上	350点
	月30回以上	465点
	月40回以上	580点
	月60回以上	830点
	月90回以上	1,170点
	月120回以上	1,490点
注入器加算	300点	
間歇注入シリンジポンプ加算 (2カ月に2回)	プログラム付き	2,500点
	上記以外	1,500点
持続血糖 測定器加算	2個以下	1,320点
	4個以下	2,640点
	5個以上	3,300点
	トランスミッター使用	プログラム付きシリンジポンプ 3,230点 上記以外のシリンジポンプ 2,230点
経腸投薬用ポンプ加算（2カ月に2回）		2,500点
注入器用注射針加算	1型糖尿病、血友病患者等	200点
	上記以外	130点
紫外線殺菌器加算	360点	
自動腹腔灌流装置加算	2,500点	
透析液供給装置加算	10,000点	
酸素ボンベ加算 (3カ月に3回)	携帯用酸素ボンベ	880点
	上記以外	3,950点
酸素濃縮装置加算（3カ月に3回）	4,000点	
液化酸素装置加算 (3カ月に3回)	設置型液化酸素装置	3,970点
	携帯型液化酸素装置	880点
呼吸同調式デマンドバルブ加算（3カ月に3回）	300点	
在宅中心静脈栄養法用輸液セット加算	2,000点	
注入ポンプ加算	1,250点	
在宅経管栄養法用栄養管セット加算	2,000点	
特殊カテーテル加算	間歇導尿用ディスポーザブルカテーテル	親水性コーティングを有するもの 960点 上記以外 600点
	間歇バルーンカテーテル	600点
人工呼吸器加算	陽圧式人工呼吸器	7,480点
	人工呼吸器	6,480点
	陰圧式人工呼吸器	7,480点
在宅持続陽圧呼吸療法用治療器加算（3カ月に3回）	ASV使用	3,750点
	CPAP使用	1,000点
携帯型ディスポーザブル注入ポンプ加算	2,500点	
疼痛等管理用送信器加算	600点	
携帯型精密輸液ポンプ加算	10,000点	
携帯型精密ネブライザー加算	3,200点	
気管切開患者用人工鼻加算	1,500点	
排痰補助装置加算	1,800点	
在宅酸素療法材料加算 (3カ月に3回)	チアノーゼ型先天性心疾患	780点
	上記以外	100点
在宅持続陽圧呼吸療法材料加算（3カ月に3回）	100点	

※インスリン製剤の自己注射を1日1回以上実施している1型糖尿病患者、12歳未満の小児低血糖症患者、妊娠中の糖尿病患者又は妊娠糖尿病患者で、周産期における合併症の危険性が高い患者（血糖の自己測定を必要とする患者に限る）はすべての区分を算定可能。それ以外の患者は20回～60回以上の区分のみ算定可能。